

定めようとする命令等一覧表

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
(1) 電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案	電波法（昭和25年法律第131号）第27条の2、第27条の6第3項及び第39条第1項
(2) 外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する告示案	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第30条の2第2項第6号
(3) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する告示案	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）
(4) 電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める件の一部を改正する告示案	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2
(5) 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案	電波法第7条、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項